

大垣市民病院経営強化プラン評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 大垣市民病院経営強化プランの実施状況について点検及び評価を行うため、大垣市民病院経営強化プラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 大垣市民病院経営強化プランの点検及び評価に関すること。
- (2) 前項の点検及び評価のため、必要な調査及び検討を行うこと。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者とし、委員10人以内で組織する。

- (1) 大垣市医師会会長
- (2) 大垣歯科医師会会長
- (3) 一般需要者代表
- (4) 学識経験者代表
- (5) 公共的団体代表

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、大垣市医師会会長をもって充て、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、大垣歯科医師会会長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員長は、委員会の検討事項について専門的に調査検討させるため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は委員会から付託された事項について調査検討し、その結果を委員長の求めに応じ委員会に報告しなければならない。
- 3 部会は、委員長が指名した者で組織する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員定数の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

(回議)

第 8 条 委員長は、委員会の審議を要する事項で、緊急その他やむを得ない場合につき、委員に回議して事項の決定をすることができる。

(意見等の徴収等)

第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、事務局庶務課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。